

# (22) 仲宗根 勇 - 山城さんと添田さんの 的那覇地裁第 6 回公判 傍聴記 山城さんたちの全面 無罪を勝ちとる会...

山城さんと添田さんの那覇地裁第 6 回公判 傍聴記

山城さんたちの全面無罪を勝ちとる会

共同代表：仲宗根 勇

日時：7月6日13:30～

審理経過：検察官申請の吉田滋証人及び傷害診断書作成者・医師証人の主尋問（医師については反対尋問も）

## 1 吉田滋証人に対する主尋問（上原検察官）

供述要旨：平成28年8月25日当時も今も神奈川県で牧師をしています。3年前の8月頃に船舶免許を取って辺野古の海で基地建設反対の抗議活動をしていました。高江に行ったのは事件があった8月25日が初めてでした。山城さんのことはゲート前で歌を唄ったり抗議をしたりしていました。山城さんの役割についてお尋ねですが、私は海に出ていてその役割はよくわかりません。

（検察官が「山城さんはリーダーではなかったか」との尋問に金高弁護士が（刑事訴訟規則第199条の3第3項で禁止されている）誘導尋問に当たるとして異議を申し立てた：裁判長が異議を認めたので、検察官は質問を変えた。）

山城さんは歌うときなどには手にはマイクを持っていました。

私自身の公判で山城さんの立場についてリーダーとか話したかどうかは前のことで記憶にありません。山城さんについては特に個人的な感情はありません。添田さんは全く知らない人でした。その事件の直前に添田さんという名前を聞いただけです。富田さんは3年前辺野古に通い始めた頃から知っていました。島崎さんも全く知らない人でロディーさんと呼ばれていました。警察でビデオを見せられてこの方がいたことを知ったわけです。

私は8月25日の週の日曜日の夜に来て、海へ出ていました。高江には25日の2日前くらいから行ってダンプを止めたり沿道に立って車を止め

ようとしたりしました。25日の朝午前7時頃から8時頃かには、高江橋のところでダンプを止めようとしていました。その後、仲間の方の無線でN1裏のテントに防衛局が来ているとの情報がありましたので、私は様子を見るためそこへ行きました。その現場には20～30人の作業服を着た人たちがテントの入り口を固めていて、近くではパイプを解体している様子を見ました。そこには抗議の仲間は2～3人しかいなくて共産党の国会議員が質問をしているようでした。その時点にはそこには山城さんも添田さんもいませんでした。どこにいたかも知りません。その後私は車に乗って高江橋へ向かいました。そしてN1裏の状況についてそこにいた仲間たちに伝えました。そこに山城さんもいたように思います。その後私はまたN1裏へ戻りました。そこには山城さんも富田さんもいたように思いますが、他の人については知りません。防衛局の体格の大きい人たちがテントの入り口に立っていたりパイプを外したりしていたので、私は左のほうの川の方から登ってテントの中へ入りました。テントの中にいた防衛局の人に出て行ってくれと言ったように記憶しています。テントの外ではザワザワしていて、テントの中では何人かの人「出てくれ」と防衛局の職員に言っていました。

稲葉さんという人を認識したのは警察で調書を見せられ、外側からテントに近づいてくるビデオを見せられて稲葉さんを知った次第で防衛局の責任者で（テント撤去の）警告書を持っていました。稲葉さんがテントに近づいて来たとき、「こいつを中へ入れろ」という声がしました。その声はおそらく外にいた山城さんの声だと思いました。稲葉さんは多数の人に押されてなだれ込むようにテントの中に入りました。私も少し外へ出て稲葉さんを押し中へ入れようとしてしました。稲葉さんが倒れた状態で右に富田さんがいました。そのときテントの中に山城さんがいたかどうかは知りません。

（「山城の顔が見えたか」との質問に金高弁護人が誘導尋問として異議→裁判長が異議認容 検察官は質問を変えた。）

稲葉さんをテントの中に押し込んだとき山城さんがいたかとの質問ですが、人数も多い中で視野が限られていたので具体的な位置関係についての記憶はありません。テントにターンする前までは山城さんが外にいたと思います。

入って左側のゴミ袋の上に尻餅をついて倒れた後、私が稲葉さんとやりとりしていたとき、左の後方から「書類をとれ」という山城さんらしい人

の声が聞こえました。その声は私に対して言われたわけではありません。添田さんが左側にいた位置関係は知っています。後ろには複数の方がいました。稲葉さんから書類を取ったのは私一人ですが、他の人の手も伸びていて、くすぐったりしたりしました。稲葉さんは「やめてくれ」という状態でした。

(次の質問をしようとした検察官に対し、裁判長が重複質問だと指摘して検察官に注意した。)

私が取った書類は誰だかが奥の方へ持って行き、ロディーさんほか1～2名の方がカメラを構えていました。添田さんらしき人がいましたが、書類が誰の手に渡ったのかははっきりしません。添田さんが持って行ったと(私の公判などで)言った覚えもない。稲葉さんの脱げた靴を私が外へ投げ返して、私はテントの中に身を潜めていました。ロディーさんが目立たないようにと言ってくれたからです。私は、稲葉さんのファイルから落ちた書類を拾ってズボンに挟んでいました。その書類をどうしようと思っていたかについては答えたくありません。山城さんに渡そうとしたと私の裁判で言ったかどうかについてははっきり覚えていません。警察で再現した記憶はありますが、仲間にこんなものが落ちていたと知らせようと思ったが、山城さんに渡そうとした記憶はありません。添田さんが稲葉さんに覆いかぶさるようにしていたのは書類をとる前のことで、私の右に富田さんがいましたが、取った後の位置関係は全くわかりません。

(取り調べ済みの甲56号証写真を示されて)右側に添田さんがいるがその状態は全くわかりません。私はこれらの人物の特定はのちに警察での調べの中でしか知りません。

## 2 吉田滋証人に対する主尋問 (松村検察官)

山城さんの抗議活動における私の認識は人により意見によって評価が分かれるので、彼がリーダーであるかどうかはわかりません。

## 3 医師に対する主尋問 (松村検察官)

私は整形外科の医師として約29年間の経歴があります。平成28年8月27日に稲葉まさのりさんを診察してお示しの診断書に病名と加療期間が書かれていますが、これは私が作成したものです。右上肢に内出血みたいな変色がありました。頸部はレントゲンをとりましたが異状はなく、薬は出したと思います。

## 4 医師に対する反対尋問 (金高弁護人)

稲葉さんは怪我の原因を揉みあっていたとか言っていましたけど定かでは

ありません。（甲第110号証添付のカルテを示されて）カルテには引っ張られたと記載がありますので、稲葉さんがそう説明したと思います。診断書は職場に出すとのことで稲葉さんの希望で作成しました。頸椎を4方からレントゲンを撮ったが異常はなく、そのほかのテストも異常はありませんでした。加療期間2週間とした根拠は変色が消えるのが2週間くらいとみたからです。腕のところが2週間としたメインと思う。

（カルテの下から5行目にある「希望により2W」の記載を示されて）

「希望により」というのは稲葉さんの希望により加療期間を2週間にしたということです。引っ張られて頸椎捻挫が絶対に起こり得ないとは言えませんが、私の経験ではありません。稲葉さんの通院は1日だけでした。

## 5 医師に対する再主尋問（松村）

アザが消える時間はどう決められるのかは、印象としてそのように思ったわけです。稲葉さんには痛みどめと胃薬と湿布薬の3種の薬を出しています。

## 6 次回期日 7月12日午後1時30分

（感想）前回第5回法廷での防衛局職員に対する証人尋問において前裁判長と同様に遮蔽措置をとった結果、弁護団から柴田新裁判長らの全部の裁判官が忌避されたので、新裁判長も権力志向・出世願望のいわゆるヒラメ裁判官かと危惧されたが、本日の訴訟指揮を見るかぎり主尋問においては訴訟規則で禁止されている誘導尋問を検察官が繰り返したことに對し、金高弁護人が数回に渡って適時適切に異議をした。裁判長は一回だけ異議を却下しただけでその他は全て異議を認めて検察官の非を鳴らした。かなり骨のある訴訟指揮だったので少し安心したが、判決まで油断はできない。

吉田証人に対する検察官の主尋問においては、尋問内容自体の時的限定が不明確な質問が多かったため証人が供述に戸惑う場面が見られた。吉田証人の供述だけがおそらく検察官が山城さんたちの共謀共同正犯を基礎づける人的証拠となるものと思われるから、本日の証言自体は曖昧模糊としたものであり、弁護側の反対尋問では誘導尋問も許されるので、そのあいまいな供述を明確化し、真実を導き出すことが可能である。本日の医師の供述によって、傷害の事実自体も針小棒大の虚構のストーリーが検察・警察によって作られたことが明白になった。そうなると、全面無罪の道がひらけてきそうだ。わが「全面無罪を求める会」（旧・早期釈放を求める会）は皆さんとともに一層の奮闘を誓う。

## (注) 1 誘導尋問とは

尋問者が求めている答えが尋問自体に暗示されている質問のこと。

「はい」、「いいえ」で答えられる尋問の仕方が多い。主尋問や再主尋問では尋問者と証人とは友好的な関係にあるから暗示に誘導されて供述する危険があるので、記憶喚起のためなどの他は刑事訴訟規則で原則的に禁止されているが、反対尋問ではそうした関係にないから、必要があるときは、誘導尋問をすることができることになっている（刑事訴訟規則199条の4第3項）。

## 2 吉田証人について

同人は山城さんらとの平成28年8月25日の傷害・公務執行妨害罪の共犯として起訴されたが、第1回公判において他の被告人らと公判手続きが分離されて別個に審理が進められ、判決を待つばかりとなっている。分離の理由は同人が取り調べの過程で検察・警察のストーリーをほとんど認めたことにあるのではないかと思われる。分離された同人の公判での供述を傍聴したが、同人の性格の弱さなどから捜査によって肉体的・精神的に限界的なダメージを受け、私見では、ほとんど心身耗弱状態で自白がなされたのではないかと考えられる。